

7 消 費 税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序は、ほぼ前年に準じており、収録されている計数は、従来のもとの継続して利用することができる。

1 利用上の注意

これらの統計表は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成15年6月30日までの申告（国・地方公共団体等については平成15年9月30日までの申告を含む。）又は処理による課税事績を示したものである。課税事業者等届出状況については、平成15年3月31日現在の個人事業者及び法人の合計届出事績を示した。

2 用語の説明

一般申告及び処理とは、簡易申告及び処理以外の申告又は処理による課税事績をいう。

簡易申告及び処理とは、課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額の合計額とみなして納付する消費税額を算出する簡易課税制度を適用した申告又は処理による課税事績をいう。

なお、簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は次のとおりである。

| | |
|---|-----|
| 第一種事業（卸売業） | 90% |
| 第二 "（小売業） | 80% |
| 第三 "（製造業等） | 70% |
| 第四 "（第一種事業、第二種事業、第三種事業 及び第五種事業以外の事業） | 60% |
| 第五 "（サービス業等） | 50% |

課税事業者届出書とは、基準期間における課税売上高が3,000万円を超えることとなった事業者が提出する届出書をいう。

課税事業者選択届出書とは、課税事業者になることを選択する事業者が提出する届出書をいう。

新設法人に該当する旨の届出書とは、新設法人（その事業年度の基準期間がない法人のうち、該当事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人）に該当することとなった事業者が提出する届出書をいう。